令和元年第１１回大仙市教育委員会定例会議事録

令和元年第１１回大仙市教育委員会定例会を令和元年１１月２０日（水）午後４時から大曲図書館において開催した。

出席者

教育長　吉　川　正　一
委　員　風　登　森　一
鈴木　松右衛門（直樹）
工　藤　浩　一
中　島　　康
髙　見　文　子

説明員

教育指導部長	佐　藤　英　樹
生涯学習部長	安　達　成　年
教育総務課長	田　口　広　龍
教育指導課長	島　田　　智
学校給食総合センター所長	俵　谷　憲　朗
生涯学習課長	大　沼　利　樹
文化財保護課主幹	榊　田　亜紀子
スポーツ振興課長	伊　藤　優　俊
総合図書館長	岡　田　久美子
総合市民会館長	品　川　雄　喜
花火伝統文化継承資料館長	竹　村　宏　之
教育研究所長	櫻　田　　武
花館公民館主幹	鈴　木　由紀子
神岡中央公民館長	藤　井　良　子
西仙北中央公民館長	小山田　幸　哉
中仙公民館長	髙　橋　千　秋
協和公民館長	今　　辻　子
南外公民館長	佐　藤　政　利
仙北公民館長	小　松　暢　子
太田公民館長	黒　澤　伸　朗

書記

教育総務課主幹　　小　松　和　範

付議案件

議案第５２号　大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定案に関する臨時代理について

議案第５３号　大仙市民プール等の指定管理者の指定案に関する臨時代理について

議案第５４号　大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定案に関する臨時代理について

議案第５５号　太田新興緑地広場等の指定管理者の指定案に関する臨時代理について

議案第５６号　令和元年度大仙市一般会計補正予算（第８号）案に関する臨時代理について

議案第５７号　大仙市文化財の指定について

吉川教育長

委員の皆様、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は、全員御出席です。書記に小松主幹を指名いたします。

ただいまから、第１１回大仙市教育委員会定例会を開催いたします。

前回定例会の議事録は、ただいま、委員の皆様からの署名をもって、承認していただきました。

早速、教育長報告に入らせていただきます。

資料の１ページを御覧ください。

学校教育の教育活動関係でありますが、今年も心のバリアフリー事業として、本日、１１月２０日に、大曲南中学校を会場に車いすバスケットボールの体験を行ったほか、１１月２６日には、視覚障がい者柔道のパラリンピアンである半谷静香さんの講演を大曲西中学校を会場に行う予定です。

各種大会関係ですが、マーチングバンド東北大会で、大曲小、花館小、大曲中が全国大会の切符を手にしております。特に大曲小は、平成２６年以来５年振りの全国大会となります。３校の素晴らしいパフォーマンスを期待したいと思います。

なお、秋田県中学校新人大会の結果等につきましては、男女バドミントンと女子バレーボール並びに女子卓球で、大曲中が全県優勝に輝いたとの報告を受けておりますが、全ての競技が終了しておりませんので、次回の定例会で詳しく報告したいと思います。

研修等関係では、１１月１２日に中学生防火防災弁論大会が仙北中学校で開かれ、仙北中学校の大河瑠奈さんが、最優秀賞を受賞しました。東日本大震災から学んだことを「花は咲く」の歌に込めながら、実際に最後には自身で歌ってくれたのですが「悲しみの向こうに」という演題で発表してくれました。

１１月１６日と１７日には、友好交流都市である神奈川県座間市において、野球スポーツ少年団の選抜チームが野球を通した交流を行っております。

そして、学力向上フォーラムがいよいよ今週土曜日に開催されます。大曲小学校では、持ち込み５校を含む２０学級で、大曲中学校では、持ち込み３校を含む２０学級で公開授業が提示されます。午後からの全体会では、県外からの出席者約５００名を含む全体で１，０００名程の教育関係者が参加してのフォーラムとなる予定です。大仙教育メソッドのキーワード「つながり」が、全国にもつながっていくフォーラムとなることを期待したいものです。

なお、仙台国税局長より租税教育推進に尽くしたということで、感謝状をいただいております。仙台国税局管内５２税務署のうち、今回は６税務署管内が表彰され、教育委員会への感謝状は、大仙市と宮城県岩沼市の２教育委員会で、大曲税務署管内では初めて贈呈されたとのことです。市民性を育てる上でも、今後も租税教育推進に協力してまいりたいと思います。

次に、社会教育関係でありますが、第３回目となります大仙市音楽祭が１１月９日と１０日の二日間にわたって開催されました。今年はコンサートのジャンルをジャズとして、横濱音泉倶楽部を招いて、０歳からのジャズコンサートをはじめ、市民のためのジャズコンサートでは、演歌も含めた幅広い曲が披露されました。また、今回から１２月に行われ

る「大いなる秋田大演奏会」も音楽祭メニューに組み込んで行う予定です。今後も、市民がなかなか聞くことのできない様々なジャンルの音楽を提供し、音楽の街として、その素晴らしさを体感できるものにしてまいりたいと思います。

また、１１月７日から開催された東北学生将棋大会では、１１の大学が参加し、山形大学が団体優勝しております。

なお、１１月９日に行われた、鮭ふ化放流事業に係る環境大臣表彰記念講演会では、さかなクンによる楽しい講話があり、多くの子供たちが参加し、盛り上がりを見せました。

資料２ページを御覧ください。

文化財等関係でありますが、今年も、唐松神社や水神社を会場に、文化財防火訓練が行なわれ、地元小学生などが訓練に参加しております。

次に、社会体育関係でありますが、花館体育振興会創立５０周年記念式典が１１月２日に開催され、その記念事業として、プロ野球元巨人軍の選手で、現在アンダー１２侍ジャパン代表監督でもある仁志敏久氏による講演がありました。私が学校訪問で先生方に「考える力」を育ててほしいと話しておりますが、仁志氏も野球においてもこの力を育てることが大切と熱く語っていらっしゃいました。

なお、１１月３０日に予定されている大仙市スポーツ文化講演会は、中仙ドンパルにおいて、水泳の池江璃花子選手を育てた、大仙市豊川出身の日本水泳連盟競泳委員会委員の村上二美也氏による講演を予定しております。

最後に、安全・安心面ですが、１１月１日、午後４時２０分頃、小学５年生男子が帰宅のため、スクールバスから降りた後、バスの後方から道路を渡ろうとして、対向してきた車にぶつかったものです。フロントに頭をぶつけるなどのけがをしましたが、脳には異常がなく、右足小指の骨折と顔の腫れがありました。それが落ち着くまで学校をお休みし、先日１８日から登校しております。各学校には、道路横断時の注意確認の徹底を指示しております。

以上で私からの報告を終わります。

それでは、次に各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきます。まず、教育総務課長、お願いします。

教育総務課長

教育総務課は、４項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長

次に、教育指導課長、お願いします。

教育指導課長

教育指導課は、５項目記載しております。

２番の教育視察を御覧願います。このように、全国各地からたくさん視察に来ていただくことになっております。特に学力向上フォーラム開催前日の１１月２２日には、島根県雲南市、東京都足立区、北海道北斗市、沖縄県教育庁義務教育課から教職員の方が多数視察に訪れることになっております。このうち大多数の方々は、翌日の学力向上フォーラム

にも出席する予定となっております。
　次に、５番の学力向上フォーラムについては、先ほど教育長からもお話があったとおり、多くの方々から出席いただく予定になっておりますが、会場の一つとなっている大曲小学校で、インフルエンザが流行しており、少し心配しているところです。以上です。

吉川教育長
　次に、学校給食総合センター所長、お願いします。

学校給食総合センター所長
　学校給食総合センターは、３項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長
　次に、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長
　生涯学習課は、６項目記載しております。
　そのうち３番について、これは今年度が初の試みとなりますが、第３６回東北将棋大会並びに第１４回大仙市民交流将棋大会の前日イベントとして、１１月９日に小学生による将棋対抗戦を、大曲小学校において開催しております。市内の三つの小学校から２８名が参加し、学年別の個人戦や、３人を１チームとした学校ごとの対抗戦を行いました。
　また、翌日には４番の第３６回東北将棋大会並びに第１４回大仙市民交流将棋大会を、西仙北地域のユメリアにおいて開催しました。当日は１１４名の方が参加し、階級ごとの一般戦と、青森・岩手・山形県と県内のアマチュアの実力者を招いて名人戦を行い、熱の入った対局が繰り広げられました。そのほか、日本将棋連盟所属のプロ棋士２名と日本女子プロ将棋協会から女流棋士１名をお招きし、プロ棋士による指導対局を行っております。プロ棋士の方々には、前日イベントにおいても小学校将棋対抗戦での指導や西仙北児童クラブの児童たちに、本将棋や動物将棋についての子供将棋講習会を行っていただくなど、将棋の普及活動に努めていただきました。生涯学習課は、以上です。

吉川教育長
　次に、文化財保護課長、お願いします。

文化財保護課主幹
　文化財保護課は、４項目記載しております。そのうちの１番について、旧池田氏庭園・秋季特別公開イベントデーを１１月３日に実施しました。イベントの内容につきましては、お茶席や餅つき、地元中学生によるボランティアガイドなどを行っております。また、昨年に引き続き、仙北地域で活動されている手芸団体の皆様から、仕事着を製作・寄贈頂きました。イベントデー当日は、中学生がその仕事着を身に付け、ボランティア活動を行い、当時の池田家の雰囲気を醸し出し、来園された方々から好評をいただくことができました。以上です。

吉川教育長
　次に、スポーツ振興課長、お願いします。

スポーツ振興課長
　スポーツ振興課は、３項目記載しております。先ほど教育長からも御報告のありました大仙市スポーツ文化講演会についてですが、こちらは、大仙市と地域協議会、大仙市スポーツ少年団の共催事業となっております。１１月３０日土曜日の午後１時半からの講演ですが、一般の方も入場無料となっておりますので、皆様からも是非御聴講いただければと思います。以上です。

吉川教育長
　次に、総合図書館長、お願いします。

総合図書館長
　総合図書館は、７項目記載しております。そのうちの２番、来ぶらりフェスについてです。１１月の第１木曜日を「だいせん読書の日」として、この日に大曲図書館において開催しました。当日は、読み聞かせやミニコンサート、和とじのメモ帳づくりやワンボックスライブラリー、図書館の本を見て作った作品展などを行いました。そのほか、大曲ロータリークラブさんの御協力により、ほっぺさんが図書館の玄関前で軽食の出店をしてくださり、盛況に開催することができました。以上です。

吉川教育長
　次に、総合市民会館長、お願いします。

総合市民会館長
　総合市民会館は、２項目記載しております。大仙市音楽祭につきましては、先ほど教育長からもお話がありましたけれども、１１月９日と１０日の両日、大曲市民会館を主会場として開催しました。初日は、市内児童生徒によるコンサートをはじめ、幅広い世代の愛好者による音楽会、横濱音泉倶楽部によるジャズコンサートを行っております。二日目は、０歳からのジャズコンサートのほか、音楽祭オーケストラ演奏会を行い、約１，６００人の来場者に鑑賞いただいております。以上です。

吉川教育長
　次に、花火伝統文化継承資料館長、お願いします。

花火伝統文化継承資料館長
　はなび・アムは、１項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長
　次に、花館公民館長、お願いします。

花館公民館主幹
　花館公民館は、５項目あります。内容は記載のとおりでございます。以上です。

吉川教育長
　次に、神岡中央公民館長、お願いします。

神岡中央公民館長
　神岡中央公民館は、９項目載せておりますが、内容につきましては、記載のとおりでございます。以上です。

吉川教育長
　次に、西仙北中央公民館長、お願いします。

西仙北中央公民館長
　西仙北中央公民館は、８項目記載しております。
　はじめに、１番の第１００回目となります東北学生将棋大会について、１１大学７２人から参加いただき、１１月７日から１０日の四日間、ユメリアを会場として開催しました。先ほど教育長のお話にもありましたが、成績につきましては、優勝が山形大学、準優勝は東北大学、第三位は東北学院大学となっております。
　続きまして６番、今年が初の試みとなります４地区館の合同視察研修を、１１月２２日に実施する予定となっております。現在のところ、公民館運営協力委員など１９人が参加することになっており、岩手県平泉町教育委員会の御協力を得ながら、視察研修を行うこととしています。西仙北中央公民館は、以上です。

吉川教育長
　次に、中仙公民館長、お願いします。

中仙公民館長
　中仙公民館は、３項目記載しております。その中で１番のなかせん芸術文化祭について、１１月２日と３日の二日間にわたり開催しております。作品展示では、芸術文化協会加入団体の作品をはじめ、中仙地域のこども園や保育園の園児、小・中学校の児童生徒の作品を含めたおよそ２５０点が展示され、３日の芸能発表においては、清水小学校の黒土神楽を皮切りに、２１組の芸能発表がありました。また、同日、芸術文化賞授賞式が行われ、鴬野短歌会での功績が認められ、大仙市下鴬野の長松谷ハルノさんが、芸術文化賞を受賞されております。以上です。

吉川教育長
　次に、協和公民館長、お願いします。

協和公民館長
　協和公民館は、８項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長
　次に、南外公民館長、お願いします。

南外公民館長
　南外公民館は、８項目記載しております。その中で３番の南三陸町交流事業について、例年より少し遅い時期となりましたが、１１月８日、南外中３年生と教員の２２人及びＪＡ秋田おばこ南外支店管轄の直売所会員など１０人が、宮城県南三陸町のさんさん商店街を訪れ、南外地域産の新米と野菜を販売してきました。中学生も物産販売を手伝って、商店街の皆様や買い物に訪れた住民の方々と会話をしながら交流してきております。物産販売終了後、南外中の生徒たちは、志津川中学校を訪れて生徒会役員と意見交換などを行い、防災への取組などについて勉強してきております。なお、この取組につきましては、地域枠予算を含めた市の予算を活用し、平成２５年から南外中の生徒たちの主導により行われてきたもので、当初は被災地支援事業として、途中から交流事業と名称を変えながら事業を継続してきましたが、仮設住宅で暮らしていた方々も、新しく家を建てて元の生活に戻りつつあることから今年でこの事業に区切りをつけました。来年に向けて、中学生と地域が行う新しい事業を模索していきたいと考えているところです。以上です。

吉川教育長
　次に、仙北公民館長、お願いします。

仙北公民館長
　仙北公民館は、８項目記載しております。そのうち３番の第１０回民俗芸能フェスティバルでは、先ほど文化財保護課から報告がありましたが、旧池田氏庭園・秋季特別公開イベントデーで、ボランティアガイドの中学生が着用した仕事着をお借りして、フェスティバルスタッフの衣装として着用させていただきました。来場された方から度々「この衣装はどこで手に入れることができますか」との質問を受けることがあり、高い関心を持っていただくことができたと感じました。また、それと同時に、旧池田氏庭園のボランティアガイドの存在をアピールすることができたと思いました。仙北公民館は、以上です。

吉川教育長
　最後に、太田公民館長、お願いします。

太田公民館長
　太田公民館は、６項目記載のとおりであります。以上です。

吉川教育長
　以上、各課・所・館から事務事業・行事報告をしていただきました。ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございましたら、お願いいたします。

吉川教育長
　旧池田氏庭園のボランティアガイドが着用していた仕事着は、自由に借りることができるものでしょうか。

文化財保護課主幹
　旧池田氏庭園の行事などで使用していない時期であれば、貸出しは可能であるものと思われます。

吉川教育長
　中学生がその仕事着を着て、ファッションショーなどを行ったりしているのですが、なかなか活用する機会がありませんでした。保護という面もあるかもしれませんが、貸出しを要望する声も聞かれますので、この衣装の貸出しが可能であることを広く宣伝し、活用の機会を増やすことによって、旧池田氏庭園のＰＲにつなげていければと思います。よろしくお願いします。
　ほかにございませんか。

各委員（なし）

吉川教育長
　それでは、これで教育長報告を終わらせていただきます。
　次に、付議案件に入ります。議案第５２号「大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定案に関する臨時代理について」を議題といたします。生涯学習課長から報告をお願いいたします。

生涯学習課長
　資料は、８ページからとなります。
　議案第５２号「大仙市八乙女交流センターの指定管理者の指定案に関する臨時代理について」御説明いたします。内容説明については、１０ページを御覧願います。
　令和元年度で指定期間満了となります「大仙市八乙女交流センター」の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決が必要となります。このため、指定案を議会に提案するに当たり、市長から教育委員会の意見を求められましたが、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、大仙市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第３条第１項の規定により、教育長が臨時代理として事務処理しましたので、同条第２項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。
　施設の名称は、大仙市八乙女交流センターで、施設の所在地は、中仙地域の記載のとお

りであります。当該施設は、平成２１年度から指定管理者制度を導入し、平成２１年度から平成２３年度までの３年間は、太平ビルサービス株式会社が指定管理を受けていましたが、平成２４年度からは、むつみ造園土木株式会社が指定管理を受けており、平成２９年度には更新で指定されておりました。

今般、期間満了に伴い、指定管理者を公募したところ、むつみ造園土木株式会社１社から応募があり、去る１０月９日開催の大仙市指定管理者選定委員会において選定されております。むつみ造園土木株式会社の所在地は記載のとおりで、指定期間は、令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間であります。

また、八乙女交流センターと隣接している「八乙女温泉さくら荘」につきましては、建物の老朽化が著しく、今年度で施設を廃止し、来年度からは、八乙女交流センター内に日帰り温泉機能を移転することとしております。八乙女交流センターの浴場は、八乙女温泉さくら荘の浴場より大きいことから、入湯者の増加に伴う更なる施設活用が見込まれるとともに、日帰り温泉機能を移転することで、人件費やランニングコストなどの経費節減にもつながるものと考えております。

なお、委員の皆様のお手元に配付しております資料ナンバー１の１ページ①には、大仙市八乙女関連施設の指定管理料一覧が、３ページには、指定管理者の会社概要が記載されております。資料ナンバー２は、大仙市指定管理者選定委員会での募集要項審査の参考資料として配付した資料ですので御参照願います。

以上で、報告を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

吉川教育長

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長

皆様、よろしいでしょうか。本案は報告どおり承認することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長

それでは、異議なしと認め、本案は報告どおり承認することといたします。

次に、議案第５３号「大仙市民プール等の指定管理者の指定案に関する臨時代理について」を議題といたします。スポーツ振興課長から報告をお願いいたします。

スポーツ振興課長

資料は、１１ページから１３ページになります。

議案第５３号「大仙市民プール等の指定管理者の指定案に関する臨時代理について」御説明いたします。なお、臨時代理する理由につきましては、前の議案と同様であります。

資料の１３ページを御覧願います。
平成２０年度から指定管理者制度を導入しました「大曲地域屋内スポーツ施設」の指定管理期間更新に当たり、「大曲スポーツクラブ」を非公募として、引き続き今後５年間の更新をすることについて、去る１０月９日開催の大仙市指定管理者選定委員会において、同団体が選定されました。
なお、「大曲スポーツクラブ」は、国のスポーツ基本計画に基づいた地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブとして、平成１８年に発足し、地域スポーツ振興の核として活動している大仙市のパイオニア的スポーツクラブであります。
市が今年度策定した「第３次大仙市スポーツ推進計画」でも、総合型地域スポーツクラブの育成・支援、地域住民による自主的・主体的な運営を推進しており、文部科学省が施策として「公共スポーツ施設を、事務の効率化や地域住民へのサービス向上に配慮しつつ、総合型地域スポーツクラブの活動の場として有効活用できるよう指定管理者とするなど、管理運営の弾力化を図る」としていることなどから、利用者の平等利用とサービスの向上、更には施設の効用を最大限に発揮できることが期待され、評価に至ったものと認識しております。
指定期間は、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間となります。
また、指定管理者に関する会社概要につきましては、資料ナンバー１の４ページ、要項審査の参考資料は、資料ナンバー３を御参照いただきたいと思います。
以上で、報告を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

吉川教育長
ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
皆様、よろしいでしょうか。本案は報告どおり承認することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
それでは、異議なしと認め、本案は報告どおり承認することといたします。
次に、議案第５４号「大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理者の指定案に関する臨時代理について」を議題といたします。スポーツ振興課長から報告をお願いいたします。

スポーツ振興課長
資料は、１４ページから１６ページになります。
議案第５４号「大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコートの指定管理

者の指定案に関する臨時代理について」御説明いたします。なお、臨時代理する理由につきましては、前の議案と同様であります。

資料の１６ページを御覧願います。

令和元年度で指定管理期間が満了となります「大仙市営八乙女球場」同じく「八乙女運動公園テニスコート」の指定管理期間更新に当たり、指定管理者を公募したところ、この５年間管理しておりましたむつみ造園土木株式会社の１社から応募があり、去る１０月９日開催の大仙市指定管理者選定委員会において、同社が選定されました。

なお、むつみ造園土木株式会社は、過去５年間の同施設管理における実績から、専門的技術を生かした環境整備の構築や、多様な自主事業、宿泊交流施設や周辺の豊かな自然と融合した健康増進メニューを充実させるなど、その専門性と地域貢献度が期待できることなどが評価されて選定に至ったものと認識しております。

指定期間は、八乙女交流センター同様の令和２年４月１日から令和５年３月３１日までの３年間となります。

また、指定管理者に関する会社概要につきましては、資料ナンバー１の３ページ、要項審査の参考資料は、資料ナンバー２を御参照いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

吉川教育長

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

吉川教育長

議案第５２号の八乙女交流センターも同様の理由だと思いますが、指定管理期間が３年間になっている経緯を、委員の皆様に説明していただけませんでしょうか。

生涯学習部長

長期にわたり適切に管理してもらうということから、５年が基本期間となっておりますが、大仙市八乙女関連施設には「八乙女温泉さくら荘」という日帰り温泉施設があります。先ほど生涯学習課長がお話したとおり、老朽化により、今年度でこの施設については廃止する予定となっておりますが、八乙女交流センターの浴場は、この八乙女温泉さくら荘と同じ源泉を使用していることから、八乙女交流センターに日帰り温泉機能を移転して、利用促進を図っていきたいと考えております。

このようなことから、来年度からは、新たな管理業務が発生することになり、現状から積算した基準費用額を算出しているものの、実際に年間どれだけの経費が掛かるのか、現段階でははっきりと分からないため、リスク管理も考慮して、当面は期間を３年間としたものであります。

また、これに伴い、大仙市八乙女関連施設として、八乙女交流センターと同一の指定管理者が管理していくこととなります「大仙市営八乙女球場」及び「大仙市八乙女運動公園テニスコート」につきましても、同様に３年間としたところであります。

燃料費の価格変動などもあり、先を見据えていくのは難しいと思いますが、順調に推移

するようであれば、次回からは期間を５年間としていくことも考えております。

吉川教育長
　このようなことがありまして、通常より短い３年という期間になっております。
　ほかに、ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は報告どおり承認することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は報告どおり承認することといたします。

吉川教育長
　次に、議案第５５号「太田新興緑地広場等の指定管理者の指定案に関する臨時代理について」を議題といたします。スポーツ振興課長から報告をお願いいたします。

スポーツ振興課長
　資料は、１７ページから１９ページになります。
　議案第５５号「太田新興緑地広場等の指定管理者の指定案に関する臨時代理について」御説明いたします。なお、臨時代理する理由につきましては、前の議案と同様であります。
　資料の１９ページを御覧願います。
　こちらは、令和元年度で指定管理期間が満了となる予定であった大台スキー場を含む太田地域スポーツ施設について、今年度、市が温泉施設全般にわたって、経営形態や今後の在り方を検討することになり、大仙市経済産業部において、太田地域の中里温泉施設を含む全ての温泉施設に係る指定管理期間を１年間延長し、今後の方向性を見いだすこととしておりました。
　これに伴いまして、特にスキー場については、温泉施設とタイアップしたサービスの提供が認められることから、太田地域のスキー場を含む全てのスポーツ施設についても１年間の延長を追随したところでありました。
　しかしながら、先般、現在の指定管理者である太田町生活リゾート株式会社から、諸般の事情により、令和２年度以降の指定管理を辞退する旨の申し出があったことから、同施設の指定管理者を急募したところであります。
　募集に当たりましては、スキー場という索道施設も兼ね備えており、安全統括管理者、索道技術管理者、索道技術管理員などの配置や、鉄道事業法に基づいた国土交通大臣による事業認可が必要であることから、来年の３月末までに索道事業の譲渡譲受認可の手続を要するため、第４回市議会定例会において、新たな指定管理者の承認を得ることが求めら

れております。
　このことから、このタイミングでこの事案に対応できる市内事業者は、現在、大曲ファミリースキー場と大曲屋外スポーツ施設の指定管理者である株式会社大曲スポーツセンターの１社しか思い当たるところがなかったため、非公募により同社を指定管理者として、去る１０月９日に大仙市指定管理者選定委員会の審議を賜ったところであります。
　ただし、今回は緊急的な措置として、指定期間を令和２年４月１日から１年間の暫定期間として、募集要項による指定管理の範囲や積算基準などの条件については、太田町生活リゾート株式会社が管理してきたものを引き継ぐ内容とさせていただき、令和３年度からは期間を５年間として、来年度に改めて募集並びに審議をお願いする予定であります。
　指定管理者に関する会社概要につきましては、資料ナンバー１の５ページ、要項審査の参考資料は、資料ナンバー４を御参照いただきたいと思います。
　以上で、報告を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

吉川教育長
　これまでは、太田町生活リゾート株式会社が管理してきたわけですが、辞退する旨の申し出があったとのことでした。全ての施設をいきなり廃止するのは、なかなか厳しいものがあると思われますので、ただちに対処する必要があるため、株式会社大曲スポーツセンターに１年間管理をお願いするものであります。
　ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

風登委員
　資料ナンバー１に、指定管理料の今回基準費用額が示されていますが、この金額はどこで決めているのかということと、提案された指定管理料の金額について、市にとっては安い方がよいのではないかと思いますが、基準費用額とほぼ同額になっている理由を教えていただければと思います。

スポーツ振興課長
　最初に、基準費用額につきましては、市の担当所管課が積算しております。その内容としましては、この施設を市が管理運営した場合に、どのくらいの費用が掛かるのか、人件費も全て含んだ支出金額の見込みを算出します。同様に、その施設を市直営とした場合に、使用料としてどのくらい収入が見込めるか算出し、その差額を基準費用額として示しております。
　次に、提案された指定管理料と基準費用額の金額が近いということについてですが、市の担当所管課では、先ほどの見込みを積算する際に、これまでの実績も加味して算出しております。当然、指定管理者側でも同様に実績を参考にして応募してくることになりますので、１社のみの場合や更新の場合であれば、どうしても基準費用額に近い金額になってしまうものと思われます。
　特に今回の場合は、太田町生活リゾート株式会社が辞退したことによる急な募集であり、時間の都合上、株式会社大曲スポーツセンターで細部まで積算できなかったと推察され、

そのため基準費用額と同額で応募いただいたものと考えられます。
　指定管理料については、プレゼンテーションの際に、ここは自社独自の工夫により利益を上げますので、もっと指定管理料を安くしてもよいとの提案があれば、その金額を採用することもあると思いますが、単純に安ければよいわけではないと考えております。指定管理者は民間事業者であり、会社の利益を出さないといけないわけですので、安くしたことでサービスが低下したり、採算が取れず即座に撤退してしまうようなことは避けなければならないと思っております。
　今後は、企業努力により使用料収入を増やして、指定管理料を安くしていだだけるような良心的な事業者を、指定管理者選定委員会で見極めて選定していくことも重要であると感じております。

風登委員
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　当面、１年間ではありますが、株式会社大曲スポーツセンターから頑張っていただきたいと思います。
　ほかに、ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は報告どおり承認することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は報告どおり承認することとします。
　次に、議案第５６号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第８号）案に関する臨時代理について」を議題といたします。教育指導課長から報告をお願いいたします。

教育指導課長
　それでは、議案第５６号「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第８号）案に関する臨時代理について」御報告申し上げます。臨時代理として事務処理した理由につきましては、予算案ではありますが、前の議案と同様です。
　資料２２ページを御覧ください。
　「債務負担行為」の設定についてでありますが、私から一括して説明いたします。市町村の予算は、１年ごとに終了するいわゆる単年度会計が原則ですが、「債務負担行為」とは複数年にまたがる契約を締結する必要がある場合などに、それぞれの年度の支出額の限

度額を設定し、その経費を義務化するというものであります。
　はじめに、生涯学習課所管の債務負担行為の設定についてでありますが、先ほど議案第５２号で御承認いただいた「大仙市八乙女交流センター」の指定管理料であります。指定期間を令和２年度から令和４年度までの３年間とし、指定管理料の限度額を５，７０６万円に定めるものであります。
　次に、スポーツ振興課所管の債務負担行為の設定についてでありますが、議案第５３号で御承認いただいた「大仙市民プール等」の指定管理料であります。指定期間を令和２年度から令和６年度までの５年間とし、指定管理料の限度額を１億１，００６万１，０００円に定めるものであります。
　次に、議案第５４号で御承認いただいた「大仙市営八乙女球場及び大仙市八乙女運動公園テニスコート」の指定管理料であります。指定期間を令和２年度から令和４年度までの３年間とし、指定管理料の限度額を１，３０６万５，０００円に定めるものであります。
　また、議案第５５号で御承認いただいた「太田新興緑地広場等」の指定管理料につきましては、指定期間を令和２年度の１年間とし、指定管理料の限度額を３，０６１万５，０００円に定めるものであります。
　資料の２３ページを御覧願います。
　次に、今回の一般会計補正予算案の概要について御説明いたします。１０款教育費のうち、教育委員会所管の関係項目に６７２万５，０００円を補正するものであります。
　２項の小学校費は、「各種大会派遣費補助金」として１３７万８，０００円であります。
　３項の中学校費は、同じく「各種大会派遣費補助金」として５３４万７，０００円であります。
　資料２４ページの「事業説明書」を御覧ください。１２月議会で補正をお願いします事業は、小・中学校分の教育振興費補助金であります。本事業は学校教育活動の一環といたしまして、部活動の大会や各種コンクール等に参加する場合に、経費の全部又は一部を補助し、安全な移動手段の確保や保護者の負担軽減を図ることを目的としております。
　補正理由といたしましては、今年度は仙北中学校野球部が滋賀県で開催された全国大会に出場するなど、全国大会に出場する学校が多く、当初見込んでいた大会以外にも出場する機会が増えており、今後、申請予定の大会が当初見込みを上回ることとなったため、補正をお願いするものであります。
　今後の主な大会としては、小学校が大曲小学校及び花館小学校のマーチングバンドの全国大会、中学校では、大曲中学校卓球部の全日本中学校卓球選抜大会、マーチングバンド部の全国大会出場などであります。
　以上で、報告を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

吉川教育長
　ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

吉川教育長
　指定管理料債務負担分の限度額は、以前より高くなっているものでしょうか。

スポーツ振興課長
　高くなっております。主な要因としては、人件費の高騰と、消費税率の引き上げによる増額であります。

吉川教育長
　分かりました。この部分につきましては、上げざるを得ないものと考えております。
　また、教育振興費補助金につきましては、部活動の派遣補助になるわけですが、全国大会に出場できることは、喜ばしいことでありますので応援したいと思います。
　ほかに、ございませんでしょうか。

鈴木委員
　指定管理者が施設の管理をしてくれると思いますが、教育委員会が指定管理者に対して、指導又は助言したりする機会を設けているものでしょうか。

スポーツ振興課長
　最低月１回は、指定管理者と協議の場を設けまして、１か月ごとにその月の報告と翌月の予定を聞いており、修繕などにつきましても話し合っております。また、要望やクレーム等につきましては、あった場合、その内容について随時報告をいただいて、その後の対応などについて協議しております。

鈴木委員
　分かりました。

吉川教育長
　ほかにございませんでしょうか。

髙見委員
　小・中学校費の各種大会派遣費補助金について「経費の全部又は一部を補助する」との説明がありましたが、全部補助できる大会と一部しか補助できない大会の区分を教えていただきたいと思います。

吉川教育長
　これにつきましては、大会の規模や予選の有無に応じて補助率が決められております。全県大会が３分の１、東北大会で予選のあるものは３分の２、予選のないものは２分の１、全国大会で予選のあるものは全額、予選のないものは２分の１となっており、これはスポーツ少年団についても同じ補助率となっています。

髙見委員
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　ほかにございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は報告どおり承認することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、異議なしと認め、本案は報告どおり承認することとします。
　次に、議案第５７号「大仙市文化財の指定について」を議題といたします。文化財保護課長、説明をお願いいたします。

文化財保護課主幹
　議案第５７号「大仙市文化財の指定について」御説明いたします。
　資料の２５ページを御覧願います。大仙市文化財保護条例の規定により、次の彫刻を市指定有形文化財に指定することについて、御審議をお願いいたします。
　文化財に指定いただきたい物件につきましては、大仙市大曲須和町の「長延山大川寺」にあります「大日如来坐像」一体です。この仏像は、頭部が平安時代、体部が江戸時代に制作されたものであります。市内で確認されている平安時代の仏像は数少なく、貴重な価値のあるもので、大曲地域の歴史と文化の発展を現在に伝える資料でもあります。
　当該物件につきましては、市の文化財保護審議会にお諮りした上で、指定文化財の候補物件台帳に登載されていた物件で、この度、１０月２５日に開催されました文化財保護審議会で御審議いただき、「大仙市指定文化財に値する」との答申をいただいております。指定の理由につきましては、資料の２７ページに記載されているとおりであります。
　以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

吉川教育長
　ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問等ございませんでしょうか。

各委員（なし）

吉川教育長
　皆様、よろしいでしょうか。本案は原案どおり指定することに御異議ございませんか。

各委員（異議なし）

吉川教育長
　それでは、本案は、原案どおり指定することとします。
　以上で、付議案件の審議を終わります。
　次に、次第の５番その他に入らせていただきます。
　はじめに、前回の定例会で鈴木委員から御意見のありましたいじめの認知件数等について、重大事案に至る事案はございませんが、全国同様、本市もかなり認知件数が増加しておりました。このことにつきまして、不登校の状況と併せて、教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長
　お手元の資料を御覧願います。
　問題行動調査の結果から、いじめの認知件数と不登校の児童生徒の人数を取り上げて説明させていただきたいと思います。
　はじめに、いじめの認知件数についてですが、資料に平成２８年度から平成３０年度までのいじめの認知件数等を記載しておりますので御覧願います。記載のとおり全国、秋田県、大仙市とも年々件数が増えてきておりますが、このデータは、いじめの認知件数でありまして、いじめの実数とは異なります。
　件数が増えている原因としましては、些細な出来事でもいじめとして捉えて、重大事案になる前に対処しようとしている学校の意識の変化であると考えられます。もちろん学校では、そのように行動しているということでもあります。
　子供や保護者から「これは、いじめだ」と訴えがあった場合は、重大事案として、学校と教育委員会が連携して対応しておりますが、本市においての重大事案はありません。また、認知されたいじめについては、各学校で迅速に対応して解消しております。
　続きまして、不登校について説明いたします。こちらの資料でも不登校児童生徒数について、平成２８年度から平成３０年度までの状況を全国、秋田県、大仙市で比較した表を記載しております。いじめの認知件数と同じように、こちらも年々増えている傾向にあります。ただし、秋田県の出現率は全国よりも低くなっていますが、大仙市は秋田県より更に低い出現率となっております。
　不登校の未然防止については、学校とのつながりが途切れないように、家庭訪問を実施するなどして、長期の不登校にならないように対応しております。もし、不登校になってしまった場合は、学級担任だけでなく学校全体での対応を心掛け、スクールカウンセラーや心の教室相談員などと連携して、受容的な関わりや登校しやすい環境づくりに努めております。なお、当市では隣町の美郷町と連携し、不登校適応教室「フレッシュ広場」を開設しており、カウンセラーや専任指導員を配置して、不登校の解消を図っております。説明は、以上でございます。

吉川教育長
　私の方から少し補足させていただきます。
　いじめの認知件数が記載されている資料を御覧願います。１，０００人当たりのいじめ

の認知件数だけでみると、秋田県が全国より高く、更に大仙市は秋田県より高い数値になっております。また、今年７月現在においても２９５件と高い認知件数となっています。

この資料の２枚目を御覧願います。こちらは文部科学省が作成しているリーフレットになります。こちらにも記載されておりますが、いじめの認知件数は、最多と最少の都道府県で３０倍以上の開きがあります。では、実際のいじめ件数はそんなに差があるのかという疑問もありまして、逆に保護者や地域の方々が不信感や誤解、懸念を持たれる場合もあります。

いじめの定義につきまして、これまでは「一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」を定義として、こういった要素が含まれる場合をいじめと扱ってきましたが、平成２５年に、いじめ防止対策推進法が制定され、今は「一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」を定義としています。受けた人がそれを感じればいじめとして捉えて、些細な出来事でもしっかり見て対応していきましょう、というような流れになっています。また、文部科学省の方でも小さないじめの芽を見逃さないことが重要であると認識しており、いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いているあかしでもあると捉えているようです。

いじめについては、一気に件数が増えたとはいえない部分がありますが、不登校に関しては、出現率が増えていると感じております。出現率は、これまで秋田県が全国で一番低かったのですが、今回は７番目辺りの低さになったということで、若干、出現率が高くなっている傾向にあります。当市でもこの資料に記載されているとおり、平成２８年度から平成３０年度で年々高くなってきており、特に中学校において出現率が高くなってきていて、非常に懸念しているところです。逐一、学校からは不登校の児童生徒の状況報告を受けており、報告を受けた担当の指導主事が迅速に対応しておりますが、家庭の事情であったり、あるいは児童生徒自身でも理由がよくわからないといったものもあり、解消までには至っていないケースも見受けられます。改めて不登校の解消には、時間を要するものと痛感しておりますが、粘り強く対応していきたいと考えております。

ただいまの説明について、委員の皆様から確認したいこと、あるいはお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

中島委員

不登校の定義として、何日くらい休むと不登校ということになるのでしょうか。

吉川教育長

１年間で、登校日を３０日以上休むと不登校としています。また、不登校傾向といったものもありまして、連続して休むわけではありませんが、休みがちになっている子供たちもおり、そうした傾向が見受けられた場合は、完全に不登校にならないよう、児童生徒とコミュニケーションを取ることを心掛けております。

工藤委員

不登校の出現数といじめに、強い関係性はあるものでしょうか。

教育指導部長
　不登校が直接いじめの原因につながっているという事案はございません。ただ、１対１又は複数の相手から、言葉による冷やかしやからかい、あだ名を言われたなどが積み重なって、学校に行きたくないという気持ちが強くなり、休み明けに少し休んでしまったりすることがあるので、少なからず関係はあるものと思っております。
　だからこそ、いじめの認知には敏感に対応するように心掛けており、またそれを確認したら一人で抱え込まず、管理職の指導の下、特別対策委員会をすぐに立ち上げ、組織の全員で解決に当たるよう取り組んでいるところであります。

風登委員
　フレッシュ広場の利用者数は、どのようになっていますか。

教育指導部長
　今現在のフレッシュ広場の利用者数は、全員で６名となっており、うち５名は大仙市の児童生徒で、残りの１名は美郷町の子供であります。フレッシュ広場を利用している子供たちについては、学校の先生方や管理職も頻繁に訪問して、声掛けしてくれたり、学習プリントなどを届けたりしながら、専任指導員のみならず小・中学校の職員も常に関係性を持ち続けるような関わりを大事にしております。

風登委員
　はい。分かりました。

工藤委員
　不登校になる要因として、家庭環境が複雑などの様々な理由があるものと考えられますが、改善しようにもなかなか環境まで変えるということは難しいと思っており、先生方も大変困っているのではないかと感じております。家庭訪問などを行っているとのことで、先生方が朝行ったり、帰りに寄ってみたりと御苦労されていると思いながら見ておりました。
　そこで、見ていて感じたことですが、今後、先生方はどこまでやるのかということを考えていくべきではないかと思いました。すごく難しいことではあると思いますが、不登校になっている子供の家庭に、どこまで踏み込んでいくのか、どのくらい配慮して接するのか、教育委員会で学校の方に何か指導していることなどあるものでしょうか。

教育指導部長
　状況によって一つ一つ対応が異なることですし、児童生徒により不登校となる要因がまちまちであると思いますので、非常に難しい問題であるということは、教育委員会でも学校でも認識しているところであります。
　だからこそ、まず初期の対応が肝心だと思っており、その日のうちに電話をしたり、友だちに手紙を預けたり、学習プリントを届けたりするなどして、その日のうちに対応することが重要であるという考えを共有しているところです。三日欠席が続いたらもう重大サ

インであると認識していますので、三日を待たずに対応していくことも大事なことであると考えております。
　また、学級担任のみならず養護教諭の先生の存在も大きいものと感じておりますし、男性担任であれば、女性の先生方にアドバイスを求めることも有効だと思いますので、様々な立場の先生方がチームを組みながら、初期対応をスムーズにできればと考えているところであります。
　それでも重大事案になってしまったとすれば、生徒指導担当の指導主事が学校に出向いて、先生方からの相談を受けたり、ケース会議などを行ったりして、教育委員会も学校と一緒になって対応させていただいているところであります。

吉川教育長
　先生方が一番懸念しているのは引きこもりで、大仙市の児童生徒でも数名程度、家に引きこもって誰とも会わないという状況になっております。それ以外のケースについては、友だちを通じて連絡をすれば、一緒に学校に来たりなどして何とかコンタクトを取れるのですが、部屋に閉じこもってまったく家から出てこないとなると、こちらも対応の仕様がなく困っているところです。
　当然、学級担任なり生徒指導の先生が、保護者の方と連絡を取り合っているのですが、無理に登校させることもできませんので、不登校の中でも特に引きこもりにつきましては、教育委員会としても対策に悩んでいるところであります。

工藤委員
　私自身も非常に難しい問題だと思っておりました。
　分かりました。ありがとうございます。

吉川教育長
　ほかにございませんか。
　よろしいでしょうか。ほかに、何かございませんか。
　なければ、教育総務課長から次回の日程についてお願いします。

教育総務課長
　次回の定例会の日程についてです。１２月２５日水曜日の午後４時から、ここで開催したいと考えております。御検討をよろしくお願いいたします。

吉川教育長
　次回の定例会は、１２月２５日水曜日の午後４時から、ここで開催ということで、皆様いかがでしょうか。

各委員（異議なし）

吉川教育長

では、次回の定例会は、そのようにさせていただきます。

本日の日程は、全て終了いたしました。以上で、定例会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。